



■ 目次

FASBとIASBが金融危機諮問グループの初会議を1月20日に開催予定
FASBが受益持分の最終の減損ガイダンスを公表
FASBが組込みクレジット・デリバティブに関する暫定ガイダンスに対するコメントを募集
その他のFASB関連記事
SECがミューチュアル・ファンドの「平易な英語」による開示に関する最終規則を公表
SECレビューにおける404条(a)に関する初度提出企業の不備を強調するCAQアラート
AICPAが保険規制当局に対する内部統制上の不備の報告に関する改訂ガイダンスを公表
AcSECが代替的投資の持分の評価についての討議資料に関するフィードバックを募集
PwCが明瞭化プロジェクトの一環として公表されたASBの2つの公開草案に関するコメントを公表
PCAOBが非公開企業であるブローカー・ディーラーの監査人の登録プロセスに関する声明を公表

■ FASBとIASBが金融危機諮問グループの初会議を1月20日に開催予定

米国財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)は金融危機諮問グループ(FCAG)の初会議を1月20日にロンドンで開催予定です。FASBとIASBは、グローバル金融危機によって生じる財務報告に関する問題を検討し、両審議会がそれらの問題にどのように対処すべきかの提言を行うためにFCAGを設立しました。メンバーには国際金融市場における幅広い経験を持つ実業界および公官庁の著名なリーダー達が含まれています。

1月20日の会議では、FCAGは以下の2つの問題に焦点を当てる予定です。

- 信用危機に際して、財務報告によって検討すべき問題が明らかになった、あるいは余分な不安が呼び起こされた領域
- 財務報告基準によって、危機の予期または危機へのより迅速な対応に役立つようなより高い透明性を提供することができたはずの領域

この会議は一般公開され、インターネットを通じて音声と同時に配信(ウェブキャスト)されます。

▼ このウェブキャストへの登録または会議への参加の詳細については、以下のIASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.iasb.org/Meetings/Financial+Crisis+Advisory+Group.htm>

■ FASBが受益持分の最終の減損ガイダンスを公表

FASBは、EITF 99-20「購入あるいは残存する証券化金融資産の受益者持分に係る利息収益および減損の認識」の減損ガイダンスを修正するFASB職員意見書 No. EITF 99-20-1を公表しました。このFSPは受益持分のためのEITF 99-20の減損ガイダンスを改訂し、その他の負債および資本証券に減損が発生しているかどうかの判断に関するFASB基準書第115号(FAS 115)の規定との一致を図るものです。FAS 115の減損モデルは一時的でない価値の下落の計上が必要かどうかの判断においてより大きな裁量を可能にします。これまでEITF 99-20で提供されていた減損モデルでは、減損モデルの適用において経営者の判断の利用を制限していました。

このFSPは2008年12月15日より後に終了する期中期間および会計年度から適用となります(すなわち、12月決算会社においては2008年度財務諸表からこのFSPを適用する必要があります)。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/pdf/fsp_eitf99-20-1.pdf

■ FASBが組込みクレジット・デリバティブに関する暫定ガイダンスに対するコメントを募集

FASBはFASB基準書第133号(FAS 133)適用上の問題 No. C22「組込みクレジット・デリバティブに関する適用除外」(Issue C22)に関するパブリック・コメント募集を公表しました。Issue C22では、区分処理の可能性およびデリバティブとしての別個の会計処理のために、どの組込みクレジット・デリバティブ(債務担保証券(CDOs)や擬似CDOに含まれるものを含む)の特性についてFAS 133に従って分析しなければならないかに関する問題が取り扱われています。

Issue C22のガイダンス案では、ある金融商品が他の金融商品に付随する形式で、クレジット・リスクの集中にのみ関連する組込みクレジット・デリバティブの特性を主契約から区分処理できるかについて分析を行う必要はないということが明確になります。しかし、その他の組込みクレジット・デリバティブの特性については、全体的な契約がデリバティブではない場合、区分処理の可能性およびデリバティブとしての別個の会計処理のための分析を行うべきです。

コメント募集期間は2月13日まで。

▼ Issue C22の全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/derivatives/01-14-09_C22.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- EITF Issue 99-20 の修正
http://www.fasb.org/project/amendments_to_eitf_issue_99-20.shtml
- 特定の金融資産に関する開示
http://www.fasb.org/project/disclosures_about_certain_financial_assets.shtml

会議の概要: 1月14日の会議では、(1)リース、(2)概念フレームワーク — 測定、目的と質的特性、報告事業体に関する議論が行われました。会議の概要は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/sbd011409.shtml>

次回の公開会議: FASBは来週1月21日と23日に2つの公開会議を開催します。また、FASBとIASBIは1月22日に共同会議を開催します。各会議で議論される予定のトピックに関する情報については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/calendar/>

■ SECがミューチュアル・ファンドの「平易な英語」による開示に関する最終規則を公表

米国証券取引委員会(SEC)は「登録済オープン・エンド型経営投資会社のための開示強化および新しい目論見書の受渡オプション」と題した最終規則を公表しました。この新規規則では、Form N-1Aを修正してミューチュアル・ファンドに対し投資家が十分に情報を得て投資判断を行えるよう主要な情報の簡潔な要約を提供することを義務付けたものです。こ

の要約はファンドの目論見書の巻頭に掲載されることとなります。

また、この規則ではミューチュアル・ファンドがより適時に投資家に情報を提供するためにインターネットを利用することを推奨しています。この規則によれば、ファンドは要約目論見書、法廷目論見書、およびその他の特定の情報がオンラインで利用可能となっていることを条件に、目論見書の受け渡し要件を満たすために要約目論見書を送付することが認められます。

この規則は2009年3月31日から適用となり、企業には移行措置が提供されます。

▼ この規則の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/rules/final/2009/33-8998.pdf>

■ SECレビューにおける404条(a)に関する初度提出企業の不備を強調するCAQアラート

公開企業会計監視委員会(PCAOB)が運営する小規模事業フォーラムの最近の会合において、SECの企業財務部門の職員が小規模のSEC登録企業が直面する財務報告に関する共通の問題について議論しました。特に、経営者による404条(a)のコンプライアンス要件に関する所見と、非早期提出企業によって行われた経営者による財務報告に係る内部統制の評価についての初度開示のレビューで気付いた不備についての見解が共有されました。

次回の企業の報告に役立つように、アメリカ公認会計士協会(AICPA)の監査品質センター(CAQ)はSEC職員が気付いた不備を記録し、それらを強調したCAQアラート #2008-94を公表しました。不備には以下のようなものが含まれています。

- 企業は評価を開始したが完了しなかった。
- 企業は評価を実施したかどうかについて言及しなかった。
- 企業は評価の実施が義務付けられていると見ていなかった。
- 企業は逆さ合併を完了した、あるいはペーパーカンパニーであるために評価を実施しなかった。
- 企業は評価を実施したようだが結論を開示しなかった。

▼ これらの不備に関する詳しい内容の記載されたアラートの全文は、以下のCAQウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.theqa.org/members/alerts/CAQAlert2008_94_12312008.pdf

■ AICPAが保険規制当局に対する内部統制上の不備の報告に関する改訂ガイダンスを公表

AICPAは自身の発行した出版物、「保険規制当局に対する内部統制の重大な不備および重要な欠陥の報告のための法的フレームワーク」の改訂版を公表しました。この出版物は監査基準書第115号(SAS 115)「監査の過程で発見された内部統制に関連する事項の報告」の公表を反映するためにアップデートされました。

▼ この改訂版の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.aicpa.org/download/acctstd/2005_0516_IC_StatFramework.pdf

■ AcSECが代替的投資の持分の評価についての討議資料に関するフィードバックを募集

AICPAの会計基準執行委員会(AcSEC)は「FASB基準書第157号代替的投資における持分に関する評価上の考慮事

項」と題した討議資料草案を公表しました。この討議資料草案は、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、不動産ファンドなどに対する持分のような代替的投資の公正価値の、FASB基準書第157号「公正価値の測定」の規定に従った見積方法について議論しています。AcSECはこの討議資料草案へのコメントを2月27日まで募集しています。

▼ この資料の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Accounting+Standards/AcSEC+Issues+Draft+Issues+Paper+on+Valuation+of+Interests+in+Alternative+Investments.htm>

■ PwCが明瞭化プロジェクトの一環として公表されたASBの2つの公開草案に関するコメントを公表

PwCはAICPAの会計基準審議会(ASB)に対し、(1) 監査基準の成文化の序文案「一般に公正妥当と認められている監査基準に準拠して実施される監査に適用される原則(以下、序文案)」、および(2) 監査基準(SAS)草案「独立監査人の全般的目的および一般に公正妥当と認められている監査基準に準拠する監査の実施(以下、SAS案)」に関するコメントレターを提出しました。

このコメントレターの中で、PwCは序文案およびSAS案の公表に対する支持を表明し、それらが明瞭性を確保するための作成規約に準拠してSASを再起草し、必要に応じて国際監査・保証基準審議会(IAASB)の基準とのコンバージョンを図るというASBの目的に適ったものであると考えます。また、いくつかのコメントや公表を目的としたこれらの文書の完成の際にASBの検討事項の提案もおこなっています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、PwCのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpj?ContentCode=EDYR-7N8KAR&SecNavCode=MSRA-74AMRC&ContentType=Content>

■ PCAOBが非公開企業であるブローカー・ディーラーの監査人の登録プロセスに関する声明を公表

PCAOBは非公開企業であるブローカー・ディーラーの監査人のためにPCAOBの登録プロセスに関する情報を提供する声明を公表しました。これまで、SECの指令に基づきこのような監査人の登録は不要とされていました。そのSEC指令が最近失効し、その後SECによるアクションがないため、非公開企業であるブローカー・ディーラーの2008年12月31日より後に終了する会計年度の財務諸表は登録済会計事務所の証明を受けなければならなくなりました。

▼ 登録プロセスに関する詳細を記載したPCAOBの声明の全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaob.org/News_and_Events/News/2009/01-07.aspx

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパーズ(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.